

令和元年12月3日
都市整備部住宅課

江東区高齢者住宅条例の改正概要について

1 改正の理由

令和2年4月1日施行の民法改正に伴い、根保証契約における極度額の設定及び連帯保証人への情報提供が義務付けられたため。

2 改正概要等

入居者の滞納使用料等について、規則で定める極度額を限度として連帯保証人へ請求することができる規定を新設する。

なお、施行規則において、極度額は入居決定時家賃の12か月分の額とする。また、連帯保証人から入居者の使用料納付状況について情報提供を求められた場合に情報提供を可能とする。

3 施行期日（予定）

令和2年4月1日

4 改正時期

令和2年第一回区議会定例会に提案予定